

事業者向け

稲城市中小企業 省エネ化設備導入補助金



エネルギー価格高騰の影響を受ける市内事業者の支援及び省エネルギー対策促進を図るため、省エネ化設備を導入する市内事業者に対して導入費用の一部を補助します。この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用しています。



<受付期間> 令和8年4月1日(水)～令和8年12月28日(月)

※窓口提出の場合は9時から17時まで受付(正午から13時、土日・祝日は除く)

※郵送の場合は〆切日の当日消印有効

<補助対象者> ※以下の①～③に該当している場合でも、公共施設の管理・運営等を行っている方など、
補助対象者に該当しない場合があります。詳細は市ウェブサイトでご確認ください。

市内に事業所を有する事業者で以下①～③すべてに該当する事業者

①中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者)、福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人のいずれかの事業者(法人・個人は問わない)

②補助金交付後も引き続き市内で事業を継続する意思を有する事業者

③納期限が到来した市税に滞納がない事業者

<補助対象設備> ※令和8年1月1日(木)～令和8年12月31日(木)に購入し、市内事業所に設置した設備が対象

①製造から10年以上が経過した以下の既存設備を省エネルギー設備に買い替える場合

○高効率空調設備

○冷凍・冷蔵庫(飲料、商品展示のショーケース等を含む)

○給湯設備

②既存の蛍光灯、白熱灯等のLED照明器具以外からLED照明器具に買い替える場合※不動産賃貸業を営む事業者が賃貸している住宅用建物の共用部分も対象

<補助対象経費>

①補助対象設備の本体、②その附属設備、③工事費

※リース契約による導入、消費税及び地方消費税は補助対象外

<補助額>

補助対象設備本体、その附属設備、工事費の合計額の1/2補助(補助上限20万円)

※事業予算額に達し次第、終了します

※1千円未満の端数が生じたときは端数切捨

※国等からの補助金も受ける場合は、設備導入費用を上限

<申請方法>

以下、①または②の方法でご提出ください(申請は1事業者あたり1度まで)

①裏面の「送付先」へ必要書類一式を郵送

②稲城市役所6階経済課商工係窓口へ持参

※窓口でご提出の場合、混雑時はお待ちいただくこともございますので、予めご了承ください。

※必要書類・送付先・問い合わせは裏面をご覧ください。

必 要 書 類

<法人・個人事業者 共通の提出書類>

- | |
|---|
| ① 稲城市中小企業省エネ化設備導入補助金交付申請書（様式第1号） |
| ② 稲城市中小企業省エネ化設備導入補助金同意・誓約書（様式第2号） |
| ③ 補助対象経費の金額が確認できる資料
※補助対象設備導入前の場合は見積書等、補助対象設備導入後の場合は請求書等 |
| ④ 補助対象設備の仕様等が確認できるもの（仕様書またはカタログ等の写し） |
| ⑤ 既存設備の仕様等が確認できるもの（仕様書、カタログ等の写しまたは製品銘板部分の写真） |
| ⑥ 補助対象設備の設置予定場所または設備導入場所を確認できるカラー写真等 |

<法人のみ必要な提出書類>

- | |
|------------------------------|
| ⑦ 登記事項証明書（取得後3ヵ月以内のもの。写しでも可） |
|------------------------------|

<個人事業者のみ必要な提出書類>

- | |
|--|
| ⑧ 令和7年分の確定申告書第一表、第二表、青色申告決算書の写し
※青色申告決算書を税務署へ届出していない場合は提出不要 |
|--|

<留意事項>

申請書に不備がある場合は受付できない場合があります。提出前に記入漏れ等がないか確認のうえ、ご提出をお願いします。また、書類内容について、市からお問い合わせをする場合がありますので、日中連絡の取れる電話番号のご記入をお願いします。

市ウェブサイトはこちら
からご覧いただけます。



©K.Okawara・Jet Inoue

稲城市

<送付先・問い合わせ>

〒206-8601 稲城市東長沼2111

稲城市役所 経済課商工係

電話：042-378-2111（内線674）